

平成30年度東京都入札監視委員会第1回制度部会

平成30年10月15日

東京都庁第一本庁舎北側 42階特別会議室B

【五十嵐部長】 それでは、定刻になりました。これより平成30年度東京都入札監視委員会第1回制度部会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、先週の金曜日の委員会に引き続きまして、お忙しい中連日の御出席を賜り、まことにありがとうございます。私、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は東京都の入札契約制度について御審議いただきます。委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から忌憚のない御意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っております。ぜひ御協力いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日御出席いただいております委員の皆様及び東京都の職員の出席者につきましてですが、お手元の資料の2ページでございます。御確認ください。

次に、定足数の御報告を申し上げます。当制度部会は、現在4名の委員により構成されておりまして、東京都入札監視委員会設置要綱第8条第6項の準用する第7条第6項により、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができないこととなっております。本日は4名の委員皆様全員が出席されておりまして、部会は有効に成立していることを御報告いたします。

ここから、本日の議事に移りたいと思います。なお、当部会の部会長につきましては、先週の金曜日に開催いたしました平成30年度第1回東京都入札監視委員会におきまして、委員会当日御欠席されておりました小澤委員の推薦を皆様からいただいているところでございますが、小澤委員より事前に御了承をいただきましたので、御報告いたします。

議事進行役につきましては小澤部会長にお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(異議等なし)

それでは小澤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【小澤部会長】 今年度から部会長を仰せつかりました小澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、本日の議事と、それから資料の確認を、事務局からお願い申し上げます。

【五十嵐部長】 それでは、議事進行について、簡単に御説明申し上げます。

本日は当委員会設置要綱第2条第2号に基づく入札契約制度の審議となります。議案は4つでございます。今年の3月末、制度部会の委員の皆様を中心として作成いただいた入

札契約制度改革に係る検証結果報告書の中で、今後の検討課題として入札契約制度について7つの御提言をいただいたところでございますが、本日の議案1の設計等委託業務に係る品質確保の取組(案)、議案2の工事発注時期の平準化、そして議案3の1者以下入札等の原因調査に係る取り組み状況の3つにつきましては、いただいた御提言に関わる取り組みでございます。

議案1の設計等委託業務に係る品質確保の取組(案)につきましては、設計等委託業務におきまして、総合評価方式及び予定価格の事後公表の導入について、この後御説明させていただきます。なお、議案2の工事発注時期の平準化と、議案3の1者以下入札等の原因調査に係る取組状況につきましては、現在検討を進めている最中であり途中経過ということになりますが、現在の検討状況について報告させていただき、御意見等を頂戴いたしまして、次回以降の制度部会にあらためて報告させていただければと考えております。

また、これらに加え、議案第4として第1監視部会より当部会に申し送りのあった談合情報の取扱いフローの点検についても、途中経過ではございますが、現在の検討状況を報告させていただきまして、御意見等を頂戴できればと考えております。

続きまして、本日お手元に配布いたしました資料について、電子調達の担当課長をやっております荒山より確認をさせていただきます。

【荒山課長】 荒山でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料でございますけれども、今ごらんいただいております1枚目が次第となっておりますクリップ留めの資料でございます。右下のページは、23ページまであるかと思えます。なお、19ページ以降は会議を非公開として実施する際の資料でございますので、お取り扱いのほうを御注意いただければと思います。

この他、机上には座席表、『東京都契約関係規定集』、白い本です。それから『入札監視委員会関係規定集』、緑のファイルを御用意してございますので、必要に応じて御参照いただければと思います。資料の不足等はございませんでしょうか。

【五十嵐部長】 それでは、ないようでございますので、小澤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小澤部会長】 御説明、ありがとうございました。それでは、次第が4つございますが、順に御審議をお願いしたいと思います。

最初に、設計等委託業務に係る品質確保の取組(案)についてということで、最初に資料の説明を、事務局からお願い申し上げます。

【岡村課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。それでは、私から御説明を申し上げます。

資料1の3ページをごらんください。A4の資料でございますが、設計等業務委託に係る品質確保の取組(案)でございます。1つ目の丸でございますが、設計委託等の業務に係る重要性についてでございます。都有施設を適切に整備するためには、工事の品質を高めることはもちろんでございます。その川上に位置する設計委託や測量委託、さらには地

質調査委託の質を高めることも重要であるという認識を持っております。

2つ目の丸でございますが、また、昨年度末に取りまとめていただきました入札契約制度改革に係る検証結果報告書におきましても、今後の検討課題といたしまして、適切な予定価格の設定が挙げられております。下のかぎかつこのところでございますが、予定価格の適正性を高めるためには、現在、設計は委託が主となっておりますが、この設計委託の業務の質を高める取組が有効であるとの言及をいただいているところでございます。

3つ目の丸でございますが、これらを踏まえまして東京都におきましては、設計等委託業務におきまして優良な企業の受託を促し成果物の品質を高めるために、下に掲げております2つの、それぞれ総合評価方式の導入、2つ目に予定価格の事後公表の導入の検討を行っております。後ほどA3の資料で、具体的な中身について御説明させていただきます。

なお、参考といたしまして、下の四角、表になっておりますところの適用状況についてお示ししております。上の段が入札約契約方式といたしましては3つ挙げておりまして、1つ目が価格競争、2つ目がプロポーザル方式、3つ目が総合評価方式となっております。

現在、1番の価格競争が主となって適用となっておりますが、2番のプロポーザル方式についても適用可能となっております。太枠の総合評価方式、こちらについては現在建設局において試行というものを、右側の今後の取り組みでは全庁に拡大するといった内容となっております。

あわせて下の段でございますが、予定価格の事後公表、こちらにつきましては現在導入がなされていないものも全ての案件に適用するといった内容となっております。

つけ加えて申しますと、2番のプロポーザル方式や総合評価方式、こちらについては各局の案件の中から業務内容において適用を判断していただいているという状況でございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。4ページには、参考までに入札契約別の現在の適用状況をお示したのとなつてございますので、御参照いただければと思っております。

それでは1枚おめくりいただいて、5ページをごらんください。これら2つの制度の取り組み案について御説明いたします。まず、1番の総合評価方式の適用拡大の内容でございます。1番の導入目的でございますが、価格以外の技術的な要素も考慮して落札者を決定するというところで、優良な企業の受注機会を創出すると共に、業務の品質を高めるということを目的としてございます。先ほども御案内いたしましたとおり、東京都においては建設局におきまして平成25年より設計等委託に総合評価方式を試行してございます。その運用実績を踏まえて、今回知事部局全体に運用を拡大するといったものでございます。

次に2番目の適用対象でございますが、総合評価方式の適用対象といたしまして、予定価格100万円超の設計等委託の中から、事業執行局が業務の内容に応じて選択することといたしております。なお、今申し上げたとおり原則適用案件は事業執行局において決定

することといたしますが、全庁的な適用割合については、現在検討中でございます。

3番目、次に落札予定者の決定方法についてでございます。落札予定者につきましては、以降に御説明いたします価格点と技術点というそれぞれ30点満点の、比率としては1対1ということでございます。この合計点が最も高いものを採用することとしているところでございます。

続いて4番目、価格点の具体的な評価方法について御説明いたします。価格点につきましては、下に示しております入札価格と価格点の関係というイメージ図を元に説明させていただきます。こちらのグラフは縦軸が価格点、横軸が入札価格を示しております。横軸の入札価格については、左に行くほど予定価格に近づきます。そして、右に行くほど低入札になることを示しております。

グラフにお示したとおり、価格点につきましては入札価格が予定価格になる時点、こちらを0点といたしまして、入札価格が低くなるほど直線的に価格点が高くなる仕組みとなっております。ただし発注業種毎に点線の縦軸、基準価格というところがございますが、こちらを設定いたしまして、基準価格を境に価格の勾配を変化させております。基準価格以下の入札価格、グラフで言うと点線より右側のエリアになりますが、こちらについての勾配はほぼ横ばいになるように設定してございます。こちらの理由につきましては、価格競争を原則としつつも、一定の価格以下では価格点の差を緩やかにし、過度な価格競争を抑制をするといった狙いがございます。

また、先ほどお話しした調査基準価格につきましては、左下にお示したとおり、発注業種毎に予定価格を構成する各項目を用いまして設定することといたしております。以上が価格点の説明でございます。

続いて右側、5番目でございますが、技術点の評価方法でございます。技術点におきましては、下の一覧表のとおりでございます。右側が現在行っている建設局の試行によるもの、左側は今回の取り組み案という内容となっております。

技術点の評価項目につきましても、建設局が施行してきた内容を基本としております。具体的には、表の一番上の企業の経歴等といったところの項目が15点、それから、下から7行目になりますが、配置技術者の経歴等に係る項目、こちらについても15点と、計30点満点となっております。

特に企業の経歴等、配置技術者の経歴等と共に、成績評定に関わる配点がそれぞれ8点と大きな割合を占めてございます。こちらの理由につきましては、優良な企業の受注機会を創出すると共に、総合評価方式を適用しない業務についても、将来総合評価方式への入札参加を見据えて、より優良な業務の履行を期待するといったものでございます。

なお、今回の適用拡大に際しまして、工事の総合評価方式でも既に導入しております企業の信頼性、社会性に関わる項目、具体的には建設局で網掛け、斜線になっている部分です。こちらが、新たに建設局の試行内容に追加したものとなっております。以上につきましては、総合評価方式の取り組み案についてでございます。

続きまして、下の2番目の設計等委託業務に係る予定価格の事後公表についてでございます。まず、左側の1番の導入目的でございますが、東京都におきましては、設計等委託業務に係る積算基準、こちらは既に公表しております。そのため、予定価格を公表していないため、これまで入札参加者におきましては、みずからの入札額が都の積算基準と照らして適性であったかどうかの確認ができませんでした。今回、予定価格を公表することで、事業者につきましては、発注内容に応じた都の積算額を事後的に確認し、検証できるようになるといったものでございます。こうしたことを通じまして、入札参加者に積算作業を行った上で、適切な価格で入札していただくことを促すことにつなげたいと考えてございます。

次に右側、2番の適用対象でございますが、予定価格100万円超の全ての設計、それから測量及び地質調査委託を対象としてございます。事務局からの説明は、以上となります。

【小澤部会長】 御説明、ありがとうございました。それでは、御質問、御意見がございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【原澤委員】 総合評価方式の内訳で、先ほど過去の成績評定点が8点と非常に高いというお話がありましたけれども、そもそもこの過去の成績評定点というのは、過去のどのようなものに対してどのような点数を配分しているのかを教えてくださいませんか。

【浜課長代理】 事務局から説明します。過去の成績評定点は、東京都で成績評定要綱というのを定めていまして、東京都の中では統一的な基準に基づいて評定をつけております。今回、評価しようとしているのは、例えば設計業務であれば設計業務の過去の履行に伴う成績評定点を、過去5年の中から直近3件の評定点を出してもらって、その平均点を今回の総合評価で評価するというものでございます。

【原澤委員】 ありがとうございます。そうすると、やはり過去に東京都の業務を受けていないとなかなか点数がつかないということだと思います。一方で、価格点も技術点と同じ30点が配分されているということですが、基準価格を境に傾斜の勾配がかなり緩やかになっているので、頑張って基準価格より安価にしても、なかなか価格点では点数がのびない。そして、技術点では、過去に実績がないと高い点が取れないということになれば、新規の業者がなかなか入りにくいという欠点があるのではないかと思います。

優良な企業の受託機会を創出するということですが、過去に実績のある優良企業はこれで受託しやすくなるものの、新規の企業は、どんなに頑張っても、なかなか受託の機会が得られないのではないかと懸念します。何かその辺りのことに対しては手当てなど考えていらっしゃいますでしょうか。

【岡村課長】 御質問、ありがとうございます。成績の評価対象は、東京都発注業務のみの成績となっております。成績の評定の基準は自治体によってございますので、他の自治体の成績を対象としてしまうと不公平感が出るので、都発注のみの評価を対象としております。

総合評価方式の技術点につきましては、主に過去の実績を評価するものであるため、新規事業者の参入に際しては委員おっしゃるように技術点が伸びにくいという側面はございます。そのため、総合評価方式の適用促進を図りつつ、一方で、新規参入者が実績を積めるように価格競争による発注件数も一定数残すということが肝要であると認識してございます。こうしたことを勘案しながら、適用目標割合を検討していきたいと考えてございます。

【原澤委員】 ありがとうございます。

【仲田委員】 すみません。

【小澤部会長】 はい、どうぞ。

【仲田委員】 1つ質問させてください。この取り組みの目的は品質の確保ということで、品質を高めるということで結構なことだと思いますけれども、実際にこれがこれから適用されて実績を積んでいく結果、品質が高まったというのは、どのようにして評価するのかを伺いたいです。

既に建設局でやられているわけで、建設局が他の局と比較して品質が高いのだということ、どうやって認識しているのかを言っていたいただければ済むかと思えます。お願いします。

【浜課長代理】 ありがとうございます。建設局では、成績評定を同じようにつけております。どのように検証、確認しているかと言いますと、価格競争で履行したものの成績、それから、建設局が総合評価を入れていますので、総合評価で履行したものの成績、それから先ほども説明しましたけれども、プロポーザル方式で履行した成績を比較してみて、価格競争よりも総合評価のほうが少し履行成績がいい、総合評価よりもプロポーザルのほうが少しいいみたいなところを、定量的にと言うとあれですけれども、確認をしていると聞いています。

【仲田委員】 成績というのは、実態として、どういうことですか。成績を評価するというその成績は、どのようにして目に見える形でわかるものなのですか。

【岡村課長】 一応、設計等の委託業務について、100万円を超えるものについては、各監督員が成績をつけることになってございます。それと、今、事務局から御説明があったとおり、価格競争のもの、それから総合評価方式のもの、それを比較することによって一定程度、点数が高いというのは品質がいいということが考えられますので、成績評定を比較することで品質が上がっていることが確認できるのではないかという考えを持っております。

【浜課長代理】 補足させていただきますと、先ほど申し上げました成績の要綱が定められておりまして、そこでどの監督員がつけても、同じように評価ができるようにということで、評価項目が決まっております。

例えば技術者の工程管理能力とか、また、今回対象になってはいますが、品質管理ということで、できた成果物がどうかとか、あとは打ち合わせのときの説明がわかりやす

かったかといったところを評価項目として定めておまして、それを各監督員が業務の履行を通じて評価していくというものでございます。

【仲田委員】 わかりました。ありがとうございます。

【斉藤委員】 本日から御一緒させていただきます斉藤と申します。どうか、よろしくお願いたします。

先ほど原澤先生が御指摘された件について、もう少々、私からも伺えればと思います。東京都のこうした建設に関する発注には、地域要件はついているのですか。

【浜課長代理】 地域要件については、ルールとしてつけなければいけないとはなっていないのですが、各委託を起工する部署で、必要に応じて地域要件を課している場合もございます。

【斉藤委員】 ありがとうございます。そうしますと先ほど御指摘がありましたように、過去の成績評定点の部分は地域要件のもとで評価されているわけですから、要するに、地域の業者が優遇されることとなります。それにプラスして優良表彰も、これも地域要件のもとでの業者が優良表彰をもらうこととなります。さらに地域精通度というのは、これは地域要件を正当化するとき、地域に詳しいから、駆けつけやすいから、地域の特殊な事情がわかるからということで挙げられる事項です。そうすると、先ほど先生がおっしゃったように、創業間もないという意味での新規の参入はもちろんですし、あるいは神奈川とか埼玉といった都外から入ってくることで、そもそも点数を計算しますと15分の12がそういった地域優遇の形になってしまっていますから、事実上不可能になってくるのではないかという気がいたします。

同様に、配置技術者の経歴等をもみても、過去の成績評定点とか優良表彰で9点、あと、地域精通度で10点となりますので、かなりがちりと地域の枠でかためていて、競争性の観点からするといささか検討の余地があるかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

【五十嵐部長】 地域要件の状況については、私も各局の設計の業務がどういう形になっているのかはよくわからないのですが、各局で一定の金額以上の高い金額のものになると財務局で一括発注するのですが、少なくとも財務局で発注している際の地域要件の考え方でいきますと、基本的には地域要件はつけていません。ただ、私どもで希望制指名競争入札というやり方があって、最低10者選びなさいということになっています。20者、30者来た中で、その中に他県さんがいた場合には他県さんには外れてもらうことがあっても、10者未満であれば、応募してこられたら基本的にはその事業者を希望に添って指名するという形をとっております。20者、30者来るというのはそんなにたくさんある状況ではございませんので、私どもとしてみれば必要最低限の地域要件ということで、人数が少なければ全国どこからでもオーケーだし、人数が多ければ都内業者さんを優先するという仕組みでやっているつもりでございます。

ただ、各局でやっているものについては今、手元に資料もなくてどうなっているかとい

うのは確実なことは言えませんが、基本的には財務局と同じような歩調でやっていただいているものと考えております。

【斎藤委員】 ありがとうございます。今伺いまして、もちろん東京都が都内の建設業界を振興するというのも、非常に重要な政策だと理解しています。その辺は承知しておりますが、バランスの問題だという気がしております。

あともう1点、「事故及び不誠実な行為」のところですが、この部分は非常に曖昧というか、抽象的な表現になっていて、例えば「事故」にも軽度なものから大きなものもありますし、「不誠実な行為」も抽象的で漠然としたような表現です。この辺は、何かもう少し詳細な例示というか、何かそういった工夫みたいなことはできるのでしょうか。

【浜課長代理】 こちらの事故については、設計などで事故というのがなじみにくいですが、具体的に何かというと、成績評定点で60点未満を取った業者などがこれに該当いたします。

【小澤部会長】 よろしいですか。

【斎藤委員】 はい。

【小澤部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、私から。

今回、総合評価方式、特に委託業務の発注に使える業務評価方式のルールをつくりたいということで御提案がありますが、御説明の中でも、適用対象については基本的にそれぞれの各局の判断に任せるということです。例えば、今、財務局で要綱を制定されているプロポーザル方式は、現在、どこでも使えるような状況にあります。ただ、実際の適用状況を拝見すると、使っているのは財務局と都市整備局と建設局、警視庁で、あとは全く使われていない状況です。これについては、財務局ではどのように評価されているのでしょうか。

【岡村課長】 御質問、ありがとうございます。割合の母数でございます設計業務委託全体に対してのプロポーザル方式の件数というのは低いです。しかしながら、例えば建築の少額の改修設計とか調査委託は結構な件数がございます。そうしたものの母数というのは、プロポーザル方式にはそもそもなじまないという件数もございます。ちなみに、例えば500万円以下の設計業務委託で言いますと、1,500件中約580件ございまして、約4割がなじまないような案件もございますので、プロポーザルまでいかないまでも、価格競争によらず、より品質確保が必要と思われるような案件に総合評価方式ができるように、今回は制度設計をしたいという趣旨でございます。

【小澤部会長】 そうすると、なじむ、なじまないというのがそれぞれの方式にあって、各局の判断で運用してもらえればということではありますが、価格競争とプロポーザルと総合評価を、財務局としてはどのように使ってほしいというお考えは、一応、お持ちだと理解してよろしいのでしょうか。

【岡村課長】 そのとおりでございます。

【小澤部会長】 であれば、その辺の3つの方式の運用の仕方みたいなものまで総合評



価の要綱をつくるだけではなくて、もう少し踏み込んでこういうふうに使ってほしいということを経務局からメッセージを出していただいてもいいかと思えます。

【岡村課長】 検討して、やりたいと思っております。

【小澤部会長】 そして先ほどの、今つくられている総合評価方式は、建設局で運用されている総合評価方式を参考につくられています。総合評価方式もいろいろな総合評価方式があって、過去の実績だけで評価するのではなく、技術提案のようなもの、プロポーザルで提案されているようなものを評価して技術点を評価するというものもあります。

現在ここで提案されている総合評価方式は、より使いやすい総合評価をつくるということで今回提案されているという理解で宜しいでしょうか。

【岡村課長】 そうでございます。

【小澤部会長】 であれば、この総合評価方式は御指摘があったとおりの過去の実績だとか成績だとか、過去の経験がある方にはやはり適用しやすいものですが、そうではない場合には価格競争に依らざるを得ません。価格競争に依らざるを得ないですが、もう一つの選択肢としてはプロポーザルも過去の実績に依らずに品質を重視して選ぶための1つの方法なので、もう少しプロポーザルを有効に使うメッセージを、ここで各局に出していただいてもいいのではないのでしょうか。価格競争だけではなく品質を重視する場合には、プロポーザルという選択肢もあるということをお伝えしていただいてもいいかと思えます。

【岡村課長】 各局に対してそのように周知したいと考えております。

【小澤部会長】 ありがとうございます。

先ほど御質問の中で、成績をどうつけるかという御質問がありました。今、規程集を見たら、ここにはないですね。多分、成績のつけ方のルールについては一般に公開してもいい情報なのではないかと思えますが、そうではないですか。

【吉川課長】 すみません、きょう御用意しておりますのが、契約の関係の規程集です。

【小澤部会長】 なるほど、別にあるんですね。

【吉川課長】 工事を積算している部門でルールをつくっていたりする部分もあります。申し訳ありません。

【小澤部会長】 ですから、きょうは委託の議論ですが、工事も同じように成績をつけておられるので、成績をどういう評価項目でどのようにつけているのかというのも、一度、先生方に御確認していただいてもいいかと思えます。

【吉川課長】 かしこまりました。後ほど、何らかの形で説明できるように準備したいと思います。

【小澤部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、今回総合評価を委託業務の発注に使えるようにということで御提案をいただいておりますが、実際にこれを使うに当たっては、先ほどの御説明の中にあつたとおり、ルールをもう少し具体的に示したものを作成した上で各局にお伝えいただくということかと思えます。

この方向については、皆さん、御了解いただいたということでもよろしいでしょうか。

(異議等なし)

【小澤部会長】 ありがとうございます。それでは、検討いただくということで御了解いただきました。さらに、この総合評価方式だけではなくて、委託の中でどういう方式の選択をするのがいいのかという考え方について、あわせて各局に示していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。工事発注時期等の平準化についてということで、まず資料の説明を、事務局からお願いします。

【岡村課長】 それでは御説明申し上げます。資料2の6ページをごらんいただけますでしょうか。A3の横のものでございます。

東京都におきましては、工事発注時期の平準化といたしまして、平成28年3月より全庁的に発注時期の平準化に取り組んでございます。今年度におきましては、取り組みの最終年度となっております。本日は、これまでの取り組み状況を報告させていただきまして、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、次年度以降の取り組みの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

まずは左側の一番上の、期待される効果についてでございます。1点目が、技術者や資機材の効率的な活用を促進するという内容でございます。まず、発注者にとりましては、時期による工事量の偏りを解消することで入札参加者がふえて、不調等を抑制し、計画的かつ着実に事業を推進することにつながります。また、受注者にとりましては、技術者や資機材の稼働率が向上し、企業経営の健全化に寄与することが考えられるということがございます。

続きまして右側の2つ目の効果でございますが、繁忙期の解消に伴いまして超過勤務等が減少することで、技術者の労働環境が改善するというところでございます。こちらについて、建設業の総労働時間といいますのは、他の業種と比べましても多いという状況が続いております。こうした状況に基づきまして、良好な労働環境を実現し、中長期的な公共事業の担い手を確保するということは、発注者にとって品確法の基本理念に沿うものでございます。また、受注者にとりましては、技術者の長時間労働の是正や休日の確保といった働き方改革にも寄与するものであると考えてございます。こうした平準化にかかわる取り組みについては、発注者にとりましてもさまざまな効果をもたらす非常に重要な取り組みとして東京都も認識しているというところでございます。

続きまして、入札契約制度改革に係る検証結果報告でございますが、こちらについては平成30年3月に取りまとめたいただきました中で、今後の検討課題といたしまして、東京都がこれまで実施してきた平準化に係る取り組みの事後検証と、さらなる方策の検討を引き続き実施していく必要があるという御提言をいただいているところでございます。

次に2つ目の背景、平準化を取り巻く社会状況についてでございますが、ここでお伝えしたいのが、下から2つ目の平成30年6月22日に国交省の中央建設業審議会社会資本

整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会で作成いたしました中間取りまとめにおきましても、施工時期等の平準化を入札及び契約において発注者が取り組むべき事項として明確化すべきと言われております。あわせて、続いて6月29日におきましても、下のところでございますが、今度は働き方改革関連法、こちらが成立いたしましたして、建設業においても改正労働基準法施行5年後の2024年4月には時間外労働規制が適用されるということになりますので、平準化に関わる取り組みがこれまで以上に重要性が増してきているというところでございます。

続いて、次に平準化に向けた東京都のこれまでの取り組みについて御説明いたします。

冒頭でも御案内したとおり、東京都では平成28年3月より全庁的に平準化に関わる取り組みを実施しているところでございます。その際に、発注件数で3倍の開きがある10月から12月の集中期と、3月から5月の端境期との比率を、平成30年度を目途におおむね半減させ、1.5倍程度という具体的な目標値を定めて取り組みを行っているところでございます。この目標に向けましては、2つ目の四角のところでございますが、これまでは工期が12カ月以上の案件に対し適用してきた債務負担行為につきまして、12カ月未満の工事も含めて債務負担行為を積極的に活用しているというところでございます。

これにつきましては右側の図の1の債務負担工事の件数の推移をごらんいただきますと、平準化の取り組みを進める以前の平成27年度と比較いたしますと、30年度で約1.2倍にふえております。

次に3番目の四角の設計業務を含めた発注時期の前倒しを行っているところや、4つ目の四角、技術者の確保を柔軟に行える技術者配置準備期間を設定する制度の導入も実施しているところでございます。この4つ目の技術者配置準備期間、こちらにつきましては、下の図2にそのイメージを記載してございます。この例に沿って説明させていただきますと、通常の上の工事であれば、技術者Aにつきましては専任の監理技術者として工事を履行しておりますX工事の工期が3月25日でございますので、下の新規発注のY工事の着手日である3月11日と重複してございますので、Y工事の入札には技術者Aを配置技術予定者として参加希望できないということになっております。しかしながら下のほうを見ていただきますと、今度は新規発注のY工事におきまして契約後すぐに現場に着手しない期間がある場合には、その期間につきましては、監理技術者の配置を要しないという期間として、黒く塗られたところでございますが、3月11日から3月31日、こちらについてはその期間として指定することによって工期の始期が4月1日となり、上と下の工事が重複しないためにY工事の入札に技術者Aが配置予定技術者として参加希望できるという仕組みでございます。

このような取り組みにつきましては、入札参加者をふやして不調を抑制するということが計画的な発注を促すことにつながるということで、平準化にも寄与するものと考えてございます。

次の5番目の四角でございますが、電子調達システムの年間発注予定の検索機能の充実

でございます。右の上の案件検索表を見ていただきますと、特に下の2つの囲われたところでございますが、具体的に受注者にとって工事が見つけやすく確実に工事を受注してもらうために、区市町村単位、それから公表年月日で、検索ができるように機能向上を図ったりという取り組みも実施しているところでございます。

このような取り組みの結果によりまして、集中期と端境期の発注件数の比率は改善しております。それを示したものが下の4つの表、図4から図7となっております。左上の図4につきましては、全業種における月別推移を示してございます。破線部で示したのが平成27年度、実線で示したものが平成29年度でございます。これを見ますと、特に集中期に当たります12月の発注件数は減少し、9月と端境期に当たる3月、こちらの発注件数がふえまして、集中期と端境期の比率も、下のところに書いてございますが、約2.9あったものが2.2まで改善しているというところでございます。

同様に、図5が建築業種、図6が土木業種、図7が設備業種を示しておりまして、土木と設備においても、全業種と同様の傾向を示しているというのがごらんいただけると思います。

最後に今後の予定についてでございますが、現在、工事発注部署が集まりまして庁内連絡会を開催いたしまして、各局の平準化に関わる取り組み内容について情報共有を図ると共に、課題を整理しているところでございます。引き続き各局連携のもと次年度以降の新たな取り組みを検討してまいります。本日、各委員の先生から御意見を頂戴いたしまして今後の検討に生かしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

【小澤部会長】 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見をいただければと思います。

【仲田委員】 平準化のいろいろな施策を考えられて改善というのは、実態としてよくわかります。そこで質問ですけれども、右のグラフを見ると、1つはトップピークと言いますか、もともとピーク時はほとんど変わっていません。なるほど12月は平準化、工事量が少なくなっていますが、4月、5月は全く変わっていないということで、見てみますと、27年度と29年度を比較すると、平準化というよりも、むしろ件数が少なくなっただけなのではないかと思えてしまいます。そうではないだろうとは思いますが、そういうふうに見えてしまいます。

私は、重要なことは4月、5月、あるいは2月から3月をいかにしてふやしていくかだと思います。逆に言うと、集中期間を減らしていくのかということだろうけれども、4月、5月をふやすためには何が必要なのでしょう。ここで1つおっしゃっているのは債務負担工事をもっとふやしていくということで、今は1.2倍にふえているということなので、できるだけこうしたものをもっとふやしていくことができるのかどうかという質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【岡村課長】 ありがとうございます。1つは12カ月未満の債務負担工事をふやして

いくというのがございますが、一方で、これは契約時点を基準として考えてございますので、4月または5月に契約するのに2月か3月には発注手続を行う必要がございます。その関係で、まだ予算の議決が可決されていないという状況もございますので、原則、発注手続を開始できないというデメリットもございます。そういう意味で、4月、5月はなかなか伸びていないという状況もございます。

【小澤部会長】 そうすると、制度上、もう限界だということをおっしゃっているのでしょうか。

【吉川課長】 今、4月、5月に新規で発注しようとした場合に、当年度の予算が3月の末に議決をとる自治体が多いかと思っておりますので、新年度の予算ということで言いますと、なかなかテクニカルに難しい部分があるというのは今、岡村から説明があったとおりです。

仲田委員が言われたとおり、債務負担を使っていくという部分があります。債務負担につきましては、この間、予算部署等に御協力いただきながらふやしてきている部分であります。さらなる余地があるのかというのが、そもそも案件数がどれくらいぴったりその時期にはまるのかというのがあります。現時点で、今さらに掘り進めていく余地がどのくらいあるのかというつぶさなデータ等を持ち合わせていないのですが、今後解決しようすると、仲田委員が言われていたとおり債務負担の活用というのが1つの鍵になるかと思っておりますので、今後庁内会議などでどういうところがさらにできるのかといったところも、これまでやってきた取り組みの検証とあわせて探っていきたいと考えております。

きょうの段階は意気込みといいますか、そういう観点を今後深掘りしていきたいという御説明で、恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

【小澤部会長】 ありがとうございます。図の1で債務負担工数の件数が伸びていますという説明をされましたけれども、この債務負担工数は、どういう債務負担工数なのか。

【渡課長代理】 工期が12カ月を超える通常の債務負担工数のほか、平準化を目的とした工期12カ月未満の債務負担工数を含んだものになります。

【小澤部会長】 ゼロ都債みたいなのは、含んでいないということですか。

【渡課長代理】 ゼロ都債の債務負担につきましても、図の1の数字には含まれていません。

【小澤部会長】 そうですね。

【渡課長代理】 はい。

【小澤部会長】 ゼロ都債を使えば4月に契約することは可能ではないかと想像するのですけれども、そうではないのですか。

【吉川課長】 ゼロ都につきましては、3月中に支出負担行為が確定して4月の頭から即座に入るような、道路の補修工事のようなものに活用している事例もあります。

今回入っている数字の中には、私たちのほうで申しておりますのが12カ月未満の債務と、今、小澤部会長から言われましたゼロ都についても同じように進めていきたいと思います。

いうのをこの間もやってきましたので、その数は内数として入っているというご理解でよろしいかと思えます。

【小澤部会長】 そうすると、制度上は4月に契約するというのも可能だと理解していいのか、それでもやはり難しいという状況なのか、教えてもらえますか。

【渡課長代理】 ゼロ都は、契約初年度の支出がない債務負担行為ということで、実質的に初年度は現場での作業が生じないような案件に適用しており、契約は年度末に済ませてくださいという考え方がベースとなっておりますので、契約は3月のものがほとんどでございます。現在の東京都の平準化に係る指標が契約ベースでやっていますので、ゼロ都の案件は、そのほとんどが3月にカウントされることになります。

4月、5月の契約となると、2月、3月に発注手続を行う必要がありますが、やはり先ほど申しあげましたとおり議決が下りていないという問題がありますので、なかなかそこをふやすというのは、債務負担行為を活用しても厳しいという認識です。

【小澤部会長】 わかりました。そうすると、発注件数のベースで契約月でこのグラフを描くというのが本当に平準化の目的に一番合った評価の仕方かどうかというのを、もう1回確認して頂くのが良いと思います。

私としては、実質的に現場の稼働状況が平準化されるというのが、実際に仕事をされる方にとっては一番重要なところかと思えます。多分、それぞれの実施部局では、稼働月に応じて出来高がどのように分布しているかというのは書けると思うので、それが実質的なので、それをベースに平準化を図るにはどうしたら良いかと考えていくことも重要かと思えます。

【吉川課長】 これまで事前に御意見をいただく中でも、これは契約の時期なので、契約の工期が3カ月のものもあれば6カ月のもの、あるいは12カ月をまたがるもの、いろいろあるだろうというアドバイスはいただいているところでございます。

稼働ベースの部分につきましても、今、小澤部会長からアドバイスをいただきましたが、そうした観点も含めて検討します。契約の時期になりますとなかなかそうした制約のようなものがありますが、実質的な平準化で言いますと、この資料でも書いてありますように、技術者の方とか資機材のような平準化という意味で言いますと、事業者さんからは稼働ベースで捉えるということの意義もあろうかと思えます。そうした観点を含めて、今後の検討は進めていきたいと考えております。

【小澤部会長】 ほかの視点で、ありませんか。

【原澤委員】 左下に記載されている技術者配置準備期間についてです。契約終了時点から工事終了までの期間は今までと変わらず、その期間中に技術者配置準備期間というものをしてることで工事の着手、工期の始期を遅らせ、監理技術者を配置しなければならない期間を短くさせるということだと思います。しかし、そもそも監理技術者というのは法律で設置が決められているものであり、言い換えれば、監理技術者がいないと行ってはいけない仕事というものがあるということですから、監理技術者がいないとできない仕事

と、監理技術者がいなくてもできる仕事というのを明確に分けて、技術者配置準備期間に関しては、監理技術者がいないとしてはいけない仕事をしないよう指示徹底することが必要と思います。

今までは最初からずっと監理技術者を配置していたので、ある意味、何の制約もなく工事ができていたと思いますが、こういう期間を設けることで、この期間内にはいけないことというものができると思いますので、その辺りのことを法律と照らし合わせて、指示徹底していただきたいと思います。

【岡村課長】 御質問、ありがとうございます。建設業法などでそういったものも定められていますので、適宜確認しながら運用してまいりたいと考えてございます。

【斉藤委員】 よろしいでしょうか。

【小澤部会長】 どうぞ。

【斉藤委員】 特に意見ということではないのですが、今回は工事の発注時期が平準化されるとのことだったのですが、他の自治体では、検査の時期が集中して、検査が満足にできないということもあるとよく聞きますので、発注についての検討が一段落つきましたら、今度は検査時期の平準化についても御検討いただければと思います。以上です。

【岡村課長】 ありがとうございます。今、検査のお話でしたが、原則として財務局契約案件につきましては年度末に検査が集中しないように、3月工期設定を抑制するよう努めております。

【斉藤委員】 わかりました。

【小澤部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、この案件につきましては経過報告ということですので、これからはいろいろな取り組みを進めていかれるということですが、何か御留意いただくことがあればお願いします。よろしいですか。

工事の発注時期はもちろん大事なのですが、工事を後ろにずらす、前倒しをするといった調整役をどこがどのようにやるのかということと、それから、前倒しするに当たっては、その前の設計が終わっていないと、前倒しすることはできないわけです。一方では、その前の委託のプロセスにおいても平準化が望まれる声もたくさんあるように聞きます。

建設業者は三六協定の中で、働き方改革の猶予期間が少し設けられていますけれども、一方でコンサルタントの人たちは待ったなしで、残業時間を含めて働き方改革にきちんと取り組まなければいけないという状況からすると、委託の平準化、特にこちらは履行期限をなるべくきちんと平準化してほしいと思います。

先ほど検査の話がありましたけれども、報告書をまとめたり、チェックを受ける最後の段階をなるべく平準化してほしいという御意見もあるように聞きます。こちらについては、今、どのような取り組みをされているのでしょうか。

【岡村課長】 参考までに建設局の取り組み内容を御紹介させていただきますと、委託の平準化について、原則3月の履行期限を禁止しているところでございます。3月は、当

然委託については資料作成が膨大になりますので、そういった観点から3月の履行を禁止しているものです。もう1点が、早期発注により履行期限が4月から12月の割合を多くしようということで、現在、4割以上ということで取り組みを進めているということをお願いいたします。

【小澤部会長】 今のところ、建設局だけが取り組んでいるということによろしいですか。

【岡村課長】 他局についても、小澤委員のお話を受けまして連絡会などを活用して、工事に合わせて、設計等委託についても情報共有をして進めてまいりたいと考えております。

【小澤部会長】 庁内でも何か予定されているということであれば、その中で工事だけではなく委託も含めていただければと思います。多分、工事の平準化をするには、その前の平準化なり調整もより重要だと思いますので、全体的な取り組みにつなげていただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。1者以下入札等の原因調査に係る取組状況ということで、まず、資料の説明をお願いいたします。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。私から、この点について御説明申し上げます。資料の7ページをごらんください。

資料の7ページの上段にあります、こちらの取り組みも、昨年3月にまとめていただきました検証結果報告書における今後の検討課題として上げていただいたものの関連でございます。検証結果報告書の今後の検討課題には、入札参加者の少ない案件についての事後検証の仕組みということで、入札参加者が少なかった案件については、応札者や参加辞退者に対し個別にこれらの要素についてヒアリングするなど、事後的にその原因を検証する仕組みの導入を検討することが望ましいということで御提言いただいたところでございます。

私のほうで本日御説明したいのが、3点ほどございます。1点が、7ページの中段にあります、隅つき括弧で工事と書いてある部分です。既に8月31日から電子調達システムでの辞退届提出時における辞退理由の回答義務化という取り組みを行っておりますので、そちらについての御報告が1点です。2点目といたしまして、8月31日スタートですのでひと月を経過しているわけですが、1カ月ぐらいたってどういったデータの状況なのか、また、どういった観点で今後分析しようとしているのかというお話が2点目です。

3点目が、それらを踏まえて私どもとして今後どのようにしていこうと考えているのかということが3点目でございます。

それでは、資料に沿って御説明でございます。まず1点目の回答義務化のお話でございます。7ページの左下にもございますように、辞退届というのを提出していただく際に、上の(1)選択項目と書いてある部分につきましては、①から⑤まであるわけですが、これのいずれかを選んでいただくことを必須化しております。また、(2)で任意入力



項目とございますが、こちらにつきましては、その他を選んだ場合に具体的な理由を入力するよう、協力をお願いしているものでございます。

1枚おめくりいただいて8ページをごらんいただければと思います。8ページの右側でございます。従前は8月30日までと記載がございますが、任意で辞退理由という欄、長方形の四角があるかと思いますが、こちらに従前は任意で記載をしていただいたところですが、それが8月31日以降は辞退理由と書いてある欄の下記いずれかにチェックをしてくださいというのが必須化されておまして、よろしければ具体的に理由をお聞かせくださいとなっています。その他にチェックをした方は、必ずご記入くださいということで、システムを改修しまして、入力を必ずお願いするようにしているところでございます。

私どもとしては、今後、ここで入力いただいた辞退理由のデータを一定期間蓄積いたしまして、分析を進めていきたいと考えているところでございます。

続いて、本日御説明したいとお話しした2点目の、データの状況と、今後どういった観点で分析をしていこうかと思っているのかということです。恐縮ですがお戻りいただいて、7ページの、箱が大きくて恐縮ですが、右下の箱です。今後、辞退理由のデータを蓄積しつつ分析を実施と書いてありますが、(分析に当たっての視点(案))と書いてあります。私どもといたしましては、全件のデータが蓄積されるわけですが、もともと入札監視委員会の皆様から御提言いただいたのは、個別にヒアリングなどを行って、なぜ少なかったのか分析するという御提言いただいたところでございますが、なかなか全ての案件を網羅的にヒアリングするというのも難しい部分もありますので、まずはデータを分析しつつ、どこを深掘りして聞いていくのかというのを判断するために、分析をしていきたいと考えております。

具体的には、分析に当たっての視点といたしまして、上から順にですが選択項目の分布状況がどうなのかとか、任意の入力項目においてどういったことが自由記載されていて目立った傾向があるのか、またデータにつきましても業種別、契約規模別、発注時期別などで何らかの傾向があるのか。

また、開札した案件は落札に至ったものもあれば不調のもの、また、この間、応札者1者がどうしてそうなるのか、1者入札の中止の関係でいろいろ御意見をいただいていたところですが、応札者1者のものについて、何か目立った傾向があるのか、また、これは今後データを積み重ねていく中なのかもしれませんけれども、連続して辞退する方や、希望はしたけれど辞退した方などで、何らかの傾向があるのかといったことを今後分析していければと思っています。

ひと月分くらいのデータというのも先ほどの御説明の中で申し上げたのですが、具体的には9ページからがひと月間のデータということでございます。まだひと月のデータですので、これで何らかの傾向が見えましたという御説明ではなくて、こういった観点でやりたいと思っておりますということの御紹介ではございますが、順次御説明できればと思います。

まず、9ページでございます。こちらは8月31日以降、10月2日現在と右肩に書いてありますが、約1カ月間で入力等があった件数の分布状況ということでございます。縦に業種ごとに切っておりまして、横を見ると、全体で辞退届入力件数というのが母数になります。865件の契約について辞退届の入力がありました。865件のうち落札に至っているのが754、不調が111で、さらに右に行きまして、応札者が1者だったもの、落札に至ったものもあれば不調のものもあるかと思いますが、それらが合計154ほどであったという御理解でよろしいかと思えます。

さらに1枚おめくりいただきまして、まず10ページでございます。こちらが先ほどの分析に当たっての視点という中の1つ目で申し上げました選択項目の分布状況ということと、あとは任意項目における目立った傾向ということでございます。

まず、上が選択項目の分布状況ということなのですが、今のところひと月間のデータで恐縮ですが、5つの選択肢のうち、一番上の配置予定技術者の配置が困難というのが7割弱ぐらいを占めているということでございます。その他が2番目、上から2つ目の見積金額が当初の見込みより過大だということが3番目となっております。

また、任意項目における目立った傾向ということで、こちらはそれぞれ各事業者さんに入力で打っていただいたものうち、近いものを集計したものという御理解でよろしいかと思えます。一番多いのは一番上になりますけれども、施工体制が組めないということです。作業員の手配ができずといった理由で記載いただいたものが一番多くなっていて、2番目が実行予算の超過ということでございます。この任意入力の中には、例えば上から4つ目の技術者の配置が困難というのが上の選択肢と近い部分もありますので、このデータをどう見ていくのかという部分はありますけれども、生のデータとしては、今はこのような状況になっているということでございます。

さらに先に進みまして、11ページをごらんいただければと思います。11ページ、12ページが、先ほどの全体像をもう少しブレイクダウンしてデータを見たときに、業種グループ別に見てみるとどういった結果が出るのかというのを示したものでございます。合計欄の数字は先ほどの総トータルのものと同じかと思いますが、その内訳として建設業種、土木業種、設備業種、設計等業種ということで御記入いただいたものの業種ごとのデータを記載しております。

業種ごとに多少ばらつきはありますが、配置予定技術者の配置が困難というのが一番多いという傾向は見て取れると考えております。

12ページは、任意の入力項目の業種別のデータということでございます。

続きまして、13ページをごらんいただければと思います。こちらが契約規模別で集計と申しますか分析したものになっておりまして、具体的には、私ども財務局で実施しております規模の大きな契約、知事の契約と局所契約という形で分けさせていただいたものでございます。今のところこれも、先ほどの御説明のとおりひと月のデータということでございます。こちらについても配置予定技術者の配置が困難というのが多くなっているというよう

な状況です。例えば上から4つ目の技術的に履行が困難などの数値については、少し違いも見えるかと考えておりますが、今後、引き続き分析をしていきたいと思っております。

14ページは任意の入力項目の知事契約と局所契約別の内訳ということでございます。

さらにお進みいただいて15ページでございます。こちらにつきましては落札に至った案件、不調に終わった案件、また、応札者が1者だった案件ごとに選択項目の分布状況を記載しております。こちら、大体、全体と今のところそれほど大きな違いはないと考えております。配置予定技術者の配置が困難というのが一番多い状況です。

続きまして任意入力項目の今の落札、不調、1者応札別の内訳を記載しておりますのが16ページということになります。こちらは二重丸とか、丸とか三角を付しておりますが、こちらは項目の多い順に、一番多いのが二重丸、2番目が丸、3番目が三角ということで付しております。例えば落札した案件で不調案件、1者応札者、いずれも施工体制が組めないというのが一番多いことには変わりはないのですが、落札ですと自社都合が2番目に多く、不調ですと実行予算超過というのに丸がついているかと思いますが2番目に多く、1者応札案件ですと、任意指名（希望外）というのが多くなっています。

任意指名（希望外）の部分につきましては、次のページをごらんいただきながら補足で御説明をしたいのですが、17ページになります。こちらは辞退理由別（希望選定・任意選定別）と書いてありますが、こちらは、東京都で最初の設計委託の説明の質疑の中でも希望制指名競争入札というのを一般競争入札とつけ加えて実施しているところがございますが、東京都において希望制指名競争入札の場合に案件を公表して希望者が少なかった場合に任意で追加で指名なども行っていますので、やりたいと言って希望した人の辞退理由の状況と、追加で任意で指名された人の辞退理由の分布状況を記載しております。

例えば任意のほうですと、両方とも配置予定技術者の配置が困難というのが一番多いのが、任意のほうの方がより多くの方々が配置予定技術者の配置が困難と言っている部分も、このデータからわかります。もう少しデータを積み重ねてみないと確たることはなかなか言いにくいかと思いますが、ひと月の状況でも、そういう特徴が見えるかと思えます。

最後に18ページにつきましては、今申し上げました希望と任意入力項目の分けということでございます。

続きまして、申し上げたいことの3点目で先ほど冒頭に申し上げました、今後どうしようとしているのかということでございます。7ページにお戻りいただきまして、右下の枠囲みの2つ目の丸をごらんいただければと思います。今申し上げた観点は、きょうは御説明する中でこういった観点もあるのではないかという御意見もあろうかと思えますが、さまざまな観点で分析を進めていながら、データ分析を通じて明らかになった点、あるいは、もう少し詳細にさらに調査が必要だということが見えてきた点などを踏まえまして、個々の事業者の方々からヒアリングを実施すべき対象案件はどういったものなのか、また、どういった事項を調査すべきなのかというのについて検討を進めていきたいと、事務局としては考えているところでございます。

駆け足で恐縮ですが、事務局からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【小澤部会長】 ありがとうございます。では、御質問、御意見などございませんか。

【仲田委員】 1ついいですか。

【小澤部会長】 どうぞ。

【仲田委員】 非常に詳細な説明を、ありがとうございます。

まだ1カ月なので、全体はこれからわかってくるのだろうと思いますけれども、ただ、このデータを見る限りは、やはり最大の問題というのは配置予定技術者の配置が困難だということでしょうか。圧倒的に割合が高いということが、どのデータからも見受けられるわけです。今後、個々の事業者からのヒアリング等を行っていくのだと思いますけれども、今後のヒアリングの中でお聞きしてほしいと思うのは、どうしたらこの問題が解決するのかという、この点に尽きると思います。

今まで、きょうの前半の会議でもありました平準化というのは最大の案目かとは思いますが、そのためにも、どういったことを東京都がすることによって平準化し、なおかつこの問題を解決するのかという点で、言うまでもありませんが、個々にお聞きしていただきたいと思います。

【吉川課長】 ありがとうございます。今いただいた御意見で、平準化のお話がありました。もちろん、ヒアリングの対象などはこの後決めていく話ですけれども、仲田委員が言ったとおり、私どもでも業界団体の方々と意見交換も当然あります。やはり先ほどのお話の中でもありました工期が3月、年度末に集中している部分を多少でも平準化してもらったほうが参加しやすいという御意見をいただくこともあります。そういった点も、やはり重要な観点かと考えております。

あとは、配置予定技術者の話につきましては、この技術者の確保は大きな問題ではありませんけれども、私どもで考えております点としては、今はなかなか東京において民間工事の需要、引き合いもかなり強い部分もあります。そうした状況によってまた変わってくる部分もあるかと思いますが、そうは言っても不調が続くような状況が多いのが望ましいとはもちろん考えておりませんので、こういった分析を通じて、どのような工夫があるのかというのは考えていきたいと考えております。以上です。

【原澤委員】 よろしいでしょうか。

【小澤部会長】 どうぞ。

【原澤委員】 仲田委員の御意見とだぶるところが多いのですけれども、配置予定技術者の配置が困難という回答が多いのは、1カ月でも既に明らかになっているところですが、まだ1カ月ということですから、この回答が、今後、平準化のバランスと同じように推移していくということになれば、単年度予算としての限度はあると思いますが、平準化のほうを見直さない限り、辞退の問題は解消できないということになってくると思います。

今後、調査を続けていく上で、発注図書とか技術的に困難という辞退理由については、季節的に変わるとは思えませんが、配置予定技術者といったマンパワー的なところ

の問題に関しては、季節的なものも御検討いただき、表にして平準化の問題とあわせて考えていければと思っておりますので、今後、そのようなデータも出していただければと思います。

【吉川課長】 おっしゃったとおり7ページの分析に当たっての視点の3つ目のポツで、業種別、契約規模別とあわせて発注時期別というのを記載させていただいておりますが、原澤先生がおっしゃったとおり、まだひと月分のデータということで、本日は御提示はできていないような状況です。今アドバイスいただいた点も踏まえて、今後分析を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【小澤部会長】 ありがとうございます。どれくらいでしょうか。発注時期ということからすると、1年ぐらい経過を見ないとわからないことでしょうか。

それから、今回辞退届を提出していただくのは、辞退される方には全員求めているわけで、辞退の数とそれぞれの案件の関係というのは、ここからはわかりません。

もともと1者以下入札等の原因調査ということでこれが始まっていて、ただ、辞退届は1者以下だろうがなかろうが、辞退する人は全員書いてくださいということでお願いしているのです、この分析をどのように活用するのでしょうか。

幅広く活用できますけれども、1者以下の入札等をどうやって解決するかということにフォーカスしているわけではないと思いました。

【吉川課長】 そういう意味で言いますと、資料の9ページになりますが、9ページの応札者1者という案件は154件ほどありましたというのは、御紹介してはいます。その部分で、応札者1者について分析したのが15ページ、16ページの一番右で表現させていただいているところではございます。ただ、おっしゃったとおり、八百何十件ある中で、そもそも平均の応札者がどれくらいだとか、どういう分布になっていたのかなども含めて御提示できれば良かったのかもしれない。すみません。そういった点も、今後の分析にあたって勘案しながらやっていければと考えております。

【小澤部会長】 データをお持ちだと思いますので、その分析は可能だと思いますので、ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

【吉川課長】 はい。

【小澤部会長】 気になったのは、必須のところは、どれかを選ぶということになっているのですか。複数を選択させないのですか。選択するとはじかれるのですか。

【吉川課長】 いいえ、複数も可です。

【小澤部会長】 複数も可ですか。

【吉川課長】 どれかを選びます。必ずチェックをつけないと出せないということです。

【小澤部会長】 なるほど。それは、1つの人も2つの人もいるのですか。

【吉川課長】 そうです。

【小澤部会長】 なるほど。それで、選択項目のチェックをしながら、かつ、任意入力項目を書かれる人もいるのですか。それはいませんか。

【荒山課長】 それも可能です。

【小澤部会長】 それも可能ですか。

【荒山課長】 はい。

【小澤部会長】 任意入力項目のところにも上にあるのと同じようなことが書かれているのが、どのような理由でこういう回答になっているのかが気になりました。

【仲田委員】 確かにここに、だぶってもいいように書いてあります。

【吉川課長】 例えば、それが10ページで言いますと、配置予定技術者の配置が困難が選択肢で一番多いですけれども、任意のほうでもそれなりの数が上がってきていたりする部分が、御指摘の部分かとは思いますが。

今の仕様上は、どちらでもというか、幅広く意見をとりたいという趣旨で入れております。分析のデータを積み重ねながら、必要に応じて考えていきたいと思いますが、今はそういう仕様になっているという御理解でよろしいかと思えます。

【小澤部会長】 分析の趣旨に照らして、聞き方ももし改善したほうがいいのであれば、そういう見直しもしていただいていいのかと思いました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

【吉川課長】 御意見、ありがとうございました。

【小澤部会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、この取り組みについては引き続き進めていただいて、またデータが蓄積されたところで議論させていただければと思えます。ありがとうございました。

それでは次の議事に移らせていただきますが、次の議第4につきましては、談合情報の取扱いフローの点検ということです。この議事に関しましては、東京都入札監視委員会設置要綱第8条第6項の準用する第7条第4項ただし書きに基づいて、会議を非公開とさせていただきます。

—（談合情報の取扱いフローの点検【経過報告】）（非公表部分）—

【小澤部会長】 少し時間をオーバーしてしまいましたが、予定していた議事は以上でございます。全体を通して、先生方から何かお聞きしたいことは、どうでしょうか。それでは、事務局にお返しいたします。

【五十嵐部長】 それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきたいと思えます。委員の皆様方には長時間にわたりまして御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

— 了 —